

一 般 入 札 説 明 書

沖縄県立美咲特別支援学校

沖縄県立美咲特別支援学校が発注する「新体育館 LED 照明器具取替修繕」について一般競争入札公告に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は、下記のとおりである。

1 公告日 令和 8 年 10 月 30 日（金）

2 入札に付する事項

- (1) 件名 新体育館 LED 照明器具取替修繕
- (2) 内容 別紙「仕様書」による
- (3) 引渡期限 令和 9 年 3 月 26 日（金）
- (4) 引渡場所 沖縄県立美咲特別支援学校 新体育館
- (5) 入札日時及び場所
 - 場所 沖縄県立美咲特別支援学校 会議室
 - 日時 令和 8 年 11 月 27 日（金） 14 時 45 分

3 入札に関する質問及び回答について

入札に関する質問は、令和 8 年 11 月 13 日（金）16 時までに、ファクシミリで受け付ける。

電話または窓口での口頭による質問は、原則として受け付けない。

FAX 番号 098-938-7700

4 入札に参加する物に必要な資格等

入札公告に示すとおり

5 入札に参加することができない者

入札公告に示すとおり

6 入札への参加申請について

(1) 申請方法

入札への参加を希望する者は、次に掲げる申請書等を持参または郵送（簡易書留等）により美咲特別支援学校へ提出し、入札参加資格の有無について確認を受けるものとする。なお、不備等がある場合は受付期間内に補正しなければならない。

- ア 申請書等提出確認票
 - イ 一般競争入札参加資格確認申請書
 - ウ 誓約書
 - エ (入札保証金現金納付の場合) 入札保証金納付発行依頼書
債権・債務者登録申出書
 - オ (入札保証金免除の場合) 入札保証金免除申請書 (オ、カ共通)
同種・同規模契約の履行実績
 - ※オを提出する時は、履歴事項が分かる契約書 (写) を提出すること
 - カ (入札保証金免除の場合) 入札保証保険契約の証書 (写し)
 - キ 応札明細書
- いずれか
提出

(2) 入札保証金

入札公告に示すとおり。

(3) 申請書等の受付期間及び提出先

- ア 期間 公告日から令和 8 年 11 月 18 日 (水) 16 時 必着
- イ 提出先 美咲特別支援学校 (沖縄市美里 4-18-1)

(4) その他

- ア 入札参加の申し込みをしない者は、入札に参加できない。
- イ 提出書類の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された書類は、本県において無断で他の目的に使用しないものとする。
- エ 提出書類は返却しない

7 入札執行の場所及び日時

入札公告に示すとおり

8 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び円に限る

9 入札保証金に関する事項 (財務規則第 100 条関係)

別紙入札保証金説明書による

10 入札執行に関する事項

(1) 入札心得

- ア 入札者は、契約内容及び入札条件等を熟知の上、入札しなければならない。
- イ 入札者は、入札書をいったん提出した後は、開札の前後を問わず、書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

(2) 開札方法

- ア 開札は、入札公告で指定する場所及び日時で行う。
- イ 開札の結果落札者がいない場合は、再度入札を行う。

ウ 再度入札は2回（初回と合わせ計3回）までとする。

(3) 入札の取り消し等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に施行することができないと認められるときには、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは取りやめることができる。

11 入札の無効（財務規則第126条関係）

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることは出来ません。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合又はその他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- (9) 委任状を持参しない代理人の下した入札
- (10) 入札参加資格確認申請において虚偽の申請を行った者のした入札
- (11) 入札の日から落札決定の日までにおいて、県の指名停止又は指名除外の措置を受けた者のした入札

12 持参するもの

- (1) 入札書、委任状（代理人が入札をする場合）

※代表者以外が入札する場合、委任状が必ず1部必要です。

- (2) 印鑑（書類に訂正等がある場合や再入札に必要となるため）

ア 代表者が参加をする場合 会社代表者印

イ 代理人が参加をする場合 委任状の代理人使用印

- (3) 再入札の入札書数枚（再入札に使用するため）

13 落札者の決定方法（財務規則第127条関係）

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上であるときは、直ちに、入札者くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行う。

- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号により、随意契約ができるものとする。

14 入札の執行人及び立会人

沖縄県立美咲特別支援学校職員

15 契約に関する事務の担当者及び連絡先

担当 事務 歳出担当

連絡先 (Tel)098-938-1037 (Fax)098-938-7700

16 契約にあたっての留意事項

(1) 契約事項等

ア 契約事項は、契約書（案）及び仕様書による。

イ 落札者は、発注者が作成する契約書に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内に契約を取り交わすものとする。

ウ 契約の確定時期は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項の規定により、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

エ 落札者がイに定める期間内に契約書等を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

17 契約保証金に関する事項

落札者は、財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 101 条の規定により、契約金（税込み）の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に沖縄県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められる時に限る。）

18 契約の成立要件

この入札に係る契約については、落札後に締結するものとする。

19 その他

(1) 入札参加資格通知書が受理された後、入札書を提出する前に入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。

(2) 天災、その他やむを得ない理由により開札ができない場合は、これを延期する。な

お、この場合における損害は、入札者の負担とする。

(3) 落札決定後、契約締結等に関する調整がある場合は、誠実に対応すること。

※注意事項※

現場説明　：不正行為の防止等の観点から現場説明会を廃止します。